

国民年金の届出はお忘れなく

和歌山西年金事務所 国民年金課 ☎073-447-1688

湯浅町役場 住民環境課 国保年金係 ☎64-1102

国民年金に加入するときは届出が必要
です。特に、お勤め先を退職し、厚
生年金（共済組合）の被保険者でな
くなったときや、収入増や離婚等のため
配偶者の扶養を外れたときは、届出を
忘れてしまいがちです。届出忘れによ
り、将来の年金受給に必要な納付済期
間等が確保できなかったり、万が一の
障がいや死亡による障害年金や遺族年
金の受給ができなかったりする場合が
ありますので、届出をしていただきま
すようお願いいたします。

◆手続きの際、必要な物
国民年金への加入が必要です）
（1日でも間があく場合は、国
民年金への加入が必要ですが）

・年金手帳 ・認印
・資格喪失日（認定解除日）がわか
るもの（脱退証明書・離職票等）
*国民健康保険に同時に加入する
場合は、「脱退証明書」等（加
入していた保険証の記号番号
等・資格喪失（認定解除）日・
扶養家族の状況を記載し、事業
主または保険者が証明したも
の）が必要ですが。

*国民年金保険料の納付が困難な場合
は、申請免除や納付特例の制度が利
用できることがあります。手続きの
際にご相談ください。

◆国民年金に加入しなければならない場合

国民年金は、20歳から60歳まで
の、日本に住む全ての人が加入し
なければなりません。加入の種類
は3つにわけられます。

●第1号被保険者：自営業・学
生・フリーターなど（第2号、
第3号以外の人）

●第2号被保険者：会社員・公
務員など（厚生年金（共済組
合）の加入者）

●第3号被保険者：専業主婦
（夫）（第2号被保険者に扶養さ
れている配偶者）

*役場で手続きをするのは、第1
号被保険者の方です。ここでい
う国民年金に加入しなければな
らない、とは、第1号被保険者
となる（第2号や第3号から変
わる）場合のことです。

偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は10月5日（水）です。相談は予約
制となっていますので、和歌山西年金事務所へ予約をしてく
ださい。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談
に必要な書類を確認するようにしてください。皆さまのご利
用をお待ちしています。

日 時

10月5日（水）
10:00~15:00

場 所

湯浅町役場 1階多目的室

予約電話番号

☎073-447-1660

（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

